

## 国立大学法人大分大学2号年俸制適用教員給与規程

令和2年4月1日制定  
令和2年規程第18号

### (趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人大分大学職員給与規程（平成16年規程第18号。以下「給与規程」という。）第3条第3項の規定により、同条第2項第2号の年俸制の給与に関し必要な事項を定める。

### (適用範囲)

第2条 この規程による年俸制の適用を受ける大学教員は、この規程の適用について同意し、かつ、国立大学法人大分大学教育職員規程（平成16年規程第16号）第2条第1号に規定する大学教員のうち、学長が認める教授、准教授、講師、助教又は助手（以下「2号年俸制適用教員」という。）とする。

### (給与の種類)

第3条 2号年俸制適用教員の給与は、年俸及び諸手当とする。

2 年俸は、基本給及び業績給とする。

3 諸手当は、給与規程第3条第1項第2号に規定する手当（期末手当、勤勉手当、外部資金獲得手当、競争的研究費等業績手当及び期末特別手当を除く。）とする。

### (基本給)

第4条 基本給の額は、別表第1のとおりとする。

2 基本給の決定については、給与規程第5条を準用する。

### (業績給)

第5条 業績給は、期末手当相当、勤勉手当相当、外部資金獲得手当相当及び競争的研究費等業績手当相当とする。

2 業績給のうち、期末手当相当及び勤勉手当相当については、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する2号年俸制適用教員及びこれらの基準日前1か月以内に退職し、若しくは国立大学法人大分大学職員就業規則（平成16年規則第5号）第24条の規定により解雇され、又は死亡した2号年俸制適用教員に対し、その者の勤務成績に応じて、それぞれ第6条第2項に規定する日に支給する。ただし、別に定める2号年俸制適用教員を除く。

3 業績給のうち、外部資金獲得手当相当については、6月1日に在職する2号年俸制適用教員に対し、第6条第3項に規定する日に支給する。

4 業績給のうち、競争的研究費等業績手当相当については、3月1日に在職する2号年俸制適用教員に対し、第6条第4項に規定する日に支給する。

5 第1項及び第2項に定めるもののほか、業績給の期末手当相当については、給与規程第28条の規定を準用する。

6 第1項及び第2項に定めるもののほか、業績給の勤勉手当相当については、給与規程第29条の規定を準用する。

7 第1項及び第3項に定めるもののほか、業績給の外部資金獲得手当相当については、給与規程第29条の2の規定を準用する。

8 第1項及び第4項に定めるもののほか、業績給の競争的研究費等業績手当相当については、給与規程第29条の3の規定を準用する。

9 前各項の規定に関するもののほか、業績給の支給に関し必要な事項は、別に定める。

### (給与の支給日)

第6条 給与は、毎月1回、当該月の17日（以下「支給日」という。）に、基本給の12分の1の額（第7条において準用する給与規程第25条の規定により決定した本給の調整額を含む）

以下「基本給月額」という。)及びその月の諸手当の額を支給する。

- 2 業績給のうち、期末手当相当及び勤勉手当相当については、6月30日及び12月10日に支給する。
- 3 業績給のうち、外部資金獲得手当相当については、6月30日に支給する。
- 4 業績給のうち、競争的研究費等業績手当相当については、3月31日に支給する。
- 5 諸手当のうち、クロスアポイントメント手当は、毎月17日、6月30日及び12月10日に支給する。
- 6 前各項に定めるもののほか、給与の支給日については、給与規程第4条の規定を準用する。

(基本給月額の支給及び諸手当の額の決定)

第7条 この規程に定めるもののほか、2号年俸制適用教員の基本給月額の支給及び諸手当の額の決定等については、給与規程の本給の支給及び諸手当の額の決定等に係る規定を準用する。

(昇給の時期)

第8条 2号年俸制適用教員の基本給の昇給の時期は、4月1日とする。

(雇用の制限)

第9条 2号年俸制適用教員は、引き続き給与規程及び国立大学法人大分大学年俸制適用教員給与規程(平成26年規程第41号)の適用を受ける職員となることはできない。

(給与規程の規定の準用)

第10条 給与規程第7条から第9条、第22条及び第32条から第40条の規定は、2号年俸制適用教員について準用する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、2号年俸制適用教員の給与に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 2号年俸制適用教員に係る業績給の期末手当相当については、給与規程の一部を改正する規程(令和2年規程第75号)による改正後の給与規程の規定に準じて支給する。
- 3 2号年俸制適用教員に係る業績給の期末手当相当については、給与規程の一部を改正する規程(令和4年規程第53号)による改正後の給与規程の規定に準じて支給する。
- 4 2号年俸制適用教員に係る初任給調整手当については、給与規程の一部を改正する規程(令和5年規程第63号)による改正後の給与規程の規定に準じて支給する。
- 5 2号年俸制適用教員に係る業績給の期末手当相当については、給与規程の一部を改正する規程(令和6年規程第20号)による改正後の給与規程の規定に準じて支給する。

附 則(令和2年規程第77号)

この規程は、令和2年12月1日から施行する。

附 則(令和4年規程第54号)

この規程は、令和4年6月1日から施行する。

附 則(令和4年規程第59号)

この規程は、令和4年6月1日から施行する。

附 則(令和4年規程第63号)

この規程は、令和4年6月1日から施行する。

附 則（令和4年規程第84号）

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（令和5年規程第3号）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和5年1月5日から施行し、この規程による改正後の国立大学法人大分大学2号年俸制適用教員給与規程（以下「新規程」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。

（差額の支給）

- 2 令和5年1月1日に在職する職員で、新規程の適用により改正前の国立大学法人大分大学2号年俸制適用教員給与規程に基づき既に支給された給与との間に差額の生じるものに対しては、同月の給与の支給日にその差額を支給する。

附 則（令和5年規程第64号）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和6年1月1日から施行し、この規程による改正後の国立大学法人大分大学2号年俸制適用教員給与規程（以下「新規程」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。

（差額の支給）

- 2 令和6年1月1日に在職する職員で、新規程の適用により改正前の国立大学法人大分大学2号年俸制適用教員給与規程に基づき既に支給された給与との間に差額の生じるものに対しては、同月の給与の支給日にその差額を支給する。

附 則（令和6年規程第25号）

- 1 この規程は、令和6年3月26日から施行し、この規程による改正後の国立大学法人大分大学2号年俸制適用教員給与規程（以下「新規程」という。）の規定は、令和5年12月1日から適用する。

（差額の支給）

- 2 令和6年3月26日に在職する職員で、新規程の適用により改正前の国立大学法人大分大学2号年俸制適用教員給与規程に基づき既に支給された給与との間に差額の生じるものに対しては、翌月の給与の支給日にその差額を支給する。